

7-1 経済的権利の概要 <基礎編>

経済的権利にはどのようなものがあるだろうか？

自由権としての権利

日本国憲法は、経済的自由権として、**居住・移転および職業選択の自由、外国移住・国籍離脱の自由**（22条）と、**財産権**（29条）の2つを保障している。

居住・移転・職業選択の自由は、前近代の社会における厳格な**身分制**を否定するものである。前近代の社会においては、身分と職業は強く結びついていて、そのため例えば農民に生まれた者は、他に優れた能力があってもその能力を生かす職業につくことは原則として不可能であり、生まれた村をほとんど出ないまま一生を終えることも珍しくなかった。このような社会のあり方を否定し、すべての人間が自分の能力を生かして、各人が職業労働を通して社会に貢献できるようにするというのが、居住・移転・職業選択の自由のねらいである。

財産権は、各人が労働の成果として獲得した財産を権力者によって奪われないことを主眼とする権利である。かつて前近代の社会においては、権力者の勝手な判断で重税を課されるようなことがあった。財産権はそのような権力者の横暴から各人の財産を保全することがねらいである。

もともと憲法は、経済的自由権には「**公共の福祉**」による制限があることを明示しており、他の人権との衝突が起きる場面では経済的自由権が制限を受けることがある。

社会権としての権利

経済的な場面に関連する社会権として、日本国憲法は**生存権**と**労働基本権**を定めている。

生存権（25条）は、国民が人間らしい最低限度の生活ができるように政府に必要な措置を求めることができる権利である。また労働基本権（27・28条）は、雇用されて働いている労働者が人間らしい職場で安全に労働できるように必要な待遇を政府や企業に対して求めることができる権利である。

新しい人権たる権利

経済的な場面に関連する「新しい人権」として、**環境権**をあげることができる。人間らしい生活ができるためには、整った生活環境が必要である。環境権はそのような環境の実現を求める権利である。

7-1 経済的権利の概要 <標準編>

過密化と 過疎化

日本国憲法が居住・移転の自由を定めていることで、国民は自由に自らの住所を定めることができるようになっていいる。しかし宗教上の差別などによって望む土地に住むことを拒否されている事例があることは既に述べた。

都市の過密化と農山漁村の過疎化も、居住・移転の自由と無関係ではない。居住・移転の自由があっても、住宅価格の高騰などのために過密化した都市に住むことは次第に困難になりつつある。他方で、過疎化で鉄道や航空路が廃止されたあとの農山漁村に住むこともまた困難になりつつある。国民が自ら望む土地に住めるようにするためには、過密化と過疎化の問題を解決する必要がある。【①】

①過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落は**限界集落**と呼ばれている。

旅券とビザ

外国に旅行したり、日本国籍を保持したまま外国に移住する場合には**旅券**（パスポート）が必要になるが、旅券は日本国民たる身分の証明書であると同時に、これをもって旅行する国民の保護を外国政府に対して要請する文書でもある。

外国に入国するためには、ほんらい相手国政府の許可が必要であり、その許可を**ビザ**という。外国を訪問する際には、空港や港の検問所で、あるいは国境線をまたぐ道路上や列車内で、出入国管理官から旅券とビザの点検を受けることになるが、現在では多くの国家間で、観光目的で一定期間内に出国する予定があればビザがなくても入国を認める事例が増えている。

観光ビザで入国したにもかかわらず就労した外国人は、**不法滞在**となり強制的に出国させられる場合がある。

国籍と帰化

日本国憲法は、「日本国民たる要件は法律でこれを定める」（10条）と規定しており、これに基づいて**国籍法**という法律が定められている。国籍法は、少なくとも父母のどちらか一方が日本国籍を持つ場合には、出生地にかかわらず、その子に日本国籍を付与することを定めている（血統主義）【②】。

父母の一方が外国人である場合には、子は父母の出身国双方の国籍をもつことがありうる。このような二重国籍は違法ではないが、日本の国籍法は、このような場合に子は22歳になる前に日本国籍だけにするかどうか選択するよう求めている（外国籍を選択したときは日本国籍を失う）。

外国人女性が婚姻届をしていない日本人男性の子を出産した場合、その子と日本人男性との間には法律上の父子関係が成立しない【③】ため、子

②これに対して日本国内で出生した場合にはすべて日本国籍を認める、という方法もありうる（出生地主義）。

③実の母親との母子関係は、出産の事実によって当然に認められる。

が日本国籍を取得するためには、父となるべき日本人男性が子を認知しなければならない。また日本人女性が既に子をもつ外国人男性と結婚した場合も、その子と日本人女性との間には法律上の母子関係が成立しないため、子が日本国籍を取得するためには、母となるべき日本人女性が子を認知しなければならない。【④】

なお父母ともに日本国籍をもたない外国人が一定の要件を満たす場合に日本国籍を取得することを**帰化**という。スポーツ選手や芸能人が帰化するケース、日本人と結婚した外国人が帰化するケースなどがあり、最近では“日本民族ではない日本人”が少しずつ増えている。

職業選択に 対する規制

職業選択の自由はあっても、公共の福祉のために、定められた学業を修め資格を取得しなければならない職業がある。医師や看護師、弁護士や建築士などがその典型で、それぞれ医師国家試験や看護師国家試験、司法試験や建築士試験に合格しなければならない。

また営業（開業）をするためには行政機関の許可や認可が必要な場合もある。例えば飲食店や古物店などを開設し営業するような場合がこれにあたる。ただし、かつて薬局の開設に隣接する薬局との間に一定の距離をおく制限があったことについて、最高裁判所はこの距離制限を違憲とした事例がある。【⑤】

ところで、医師は自由に診療科目を標榜して開業することができるが、このことが地方の病院に勤務する医師の減少を招き、いっぽうで都市部における開業医の過当競争を招いているとの指摘があり、他の先進国にならって日本でも、医師の開業について、開業できる医師の資格、開業できる地域、診療科目の標榜などに対して一定の制限を設けるべきではないかという議論が始まっている。

国際化する 現代社会

いま日本には多くの外国人が観光に訪れる。また日本で就労したり、日本人と結婚して子供が生まれるケースも増えている。日本法人を設立して事業展開する外国企業も多い。人・物・金・情報が国境を飛び越えて行きかうようになった現代社会の流れを止めることはできない。日本社会は今どんどん国際化しているのである。

しかし日本人や日本政府は、その国際化にどこまで対応できているだろうか。外国人にも基本的人権があることを忘れてはいけない。日本の伝統文化も大切にしながら、同時に**自民族中心主義**（**エスノセントリズム**）に陥ることなく、外国人との共存共栄が図られなければならない。

④2008 年までの国籍法は、出生後の父または母の認知のみによる国籍取得を認めず、父または母の認知に加えて父母の婚姻を要件としていた（準正による国籍取得）。そのため父母が婚姻できない事情にある場合は、子の出生前に父が胎児認知をして予め父子関係を作っておく必要があった。しかし胎児認知の制度はよく知られておらず、出生後に日本国籍を取得できないことがわかって問題となるケースが多かった。

この問題について最高裁判所は 2008 年に「婚姻を要件とするとは法の下での平等に反し違憲」と判断し、直ちに法律が改正された結果、2009 年から出生後の認知でも国籍が取得できるようになった。なおこの改正をめぐっては、保守派から偽装認知の危険を指摘する声が出された。

⑤なお 2009 年 6 月から風邪薬や胃腸薬など医薬品のインターネットでの通信販売が規制されることになり、その是非が議論になっている。

7-2 財産権と、関連の問題 <基礎編>

財産権はどのように保障されているのだろうか？

いろいろな 財産権

ひとくちに財産権と言ってもその内容はさまざまである。市民生活の基本的なルールを定めた民法では、財産権として物権・債権・相続権が定められている。

また商法は商業活動における権利を定めている。さらに無体財産権や、漁業権などの権利も財産権の一部である。

物権は、特定の物（電気を含む）を他人に妨害されず自ら支配できる権利で、その中心となるのは所有権である。そのほか他人が所有する物を利用するために占有できる権利を占有権といい、例えば賃貸アパートの入居者は自分の部屋の占有権をもっていることになる。担保物権は、貸した金や受け取るべき金銭を確保できなくなったときに権利の対象となっている財産を処分できる権利で、質権・抵当権・留置権などがある。【①】

債権は、特定の人に対して一定の行為を要求できる権利で、多くは契約によって成立するが、不法行為・不当利得・事務管理【②】によって発生する債権もある。

親族の死亡により遺産を相続する場合には、遺言【③】の内容にかかわらず遺族（相続人）が一定の財産（遺留分）の相続を要求できる権利（遺留分請求権）がある。また多額の借金が遺されたような場合に一定の手続きを踏んで遺産の一部又は全部の相続を放棄することもできる（限定承認、相続放棄）。また普通養子は実親の遺産と養親の遺産の双方を相続できる。

無体財産権には、新しい発明に対して与えられる特許権や、音楽などの著作物に対して認められる著作権などがある。またアワビ・サザエなどの海産物や金属鉱石などの採取を認める漁業権や鉱業権などもある。

①通常、動産については質権が、不動産については抵当権が設定される。留置権は修理代を受け取るまで預かった品物の引渡しを拒否できる権利である。

②事務管理とは、傷ついた犬を飼い主に代わって治療してやる場合のように、「法律上の義務がないのに、他人の仕事进行处理すること」である。

③遺言をすると自己の財産の処分方法を指定できる。遺言がない場合には、民法が定める割合で相続される（法定相続）。

日本における主な財産権

民法が規定する財産権	物権	占有権、所有権、担保物権（質権、抵当権、留置権など）など
	債権	契約に基づく債権（贈与、売買、賃貸借、消費貸借、委任、請負など）、不法行為に基づく債権（損害賠償請求権）、不当利得に基づく債権（返還請求権）、事務管理に基づく債権（費用請求権）など
	相続権	遺留分請求権、限定承認権・相続放棄権など
その他の財産権	無体財産権	特許権、商標権、意匠権、実用新案権、著作権など
	営業権	漁業権、鉱業権、水利権など

7-2 財産権と、その関連問題 <標準編>

財産権の 意義と制限

自由権としての財産権とは、政府によって勝手に財産を奪われない権利のことである。政府は、私たちが労働の成果として獲得した財産を私たちの私有財産として認めなければならないのである。日本国憲法が「財産権はこれを保障する」と定めているのは、そのことを意味している。

しかし日本国憲法は、さらに続けて「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる」と定めており、財産権が「**公共の福祉**」や「公共の用途」のために制限を受けることを憲法は認めている。

財産 対す る課税

財産権に対する最大の制限は、財産に対する**課税**である。このことは、絶対王政の時代に、王が勝手に増税しないことを求める運動の中から財産権が形成されてきた歴史を顧みれば理解できるだろう。

現在の日本では、例えば土地や建物（住宅・オフィスビル・工場など）の所有者には固定資産税が課される。また自動車の所有者には自動車税や重量税が課される。労働者は給料に対して、事業者（個人・法人）は事業によって得た利益に対してそれぞれ所得税や法人税が課せられる。

課税は国民の財産に対する重大な制限であるから、国会の慎重な審議を経て公平におこなわれなければならない。そのため**国税徴収法**をはじめ課税に関しては多数の法律が作られている。しかし、法律が定められているとしても、その中身が常に公平であるとは限らない。私たちは主権者として、課税のありかたについてよく調べ考える態度が必要である。

ただし一方で、納税は国民の義務でもある。私たちは、租税を納めることによって公共社会の費用を分担していることを忘れてはならない。主権者である私たちは、自分たちが納めた租税が一部の有力者の私財になることなく、本当に公共社会のために有効に使われているかどうか監視できる能力をつけることが求められている。

財産権への 制限・例外

そのほかさまざまな法律によって、財産権にはいろいろな制限や例外が定められており、例えば次のようなものがある。

土地収用 たとえば新しい道路を作る場合に、道路建設予定地にある他人の土地は、政府が正当な補償（金銭を支払うこと）によって道路建設の

ために利用（収用）することができる。**土地収用法**はそのための手続きを定めた法律である。

利息の制限 利息（利子）は、金を貸した場合に請求できる金銭のことである。元本に対する利息の比率を金利という。金利は、本来は貸主と借主が自由に定めてよいものである。しかし貸主があまりにも高い金利を借主に課すと、借主は元本をはるかに超える大金を返済しなければならなくなり、生活が破壊されてしまう。また犯罪の温床にもなりかねない。

そこで日本では、金利は、一般的には**利息制限法**によって、また貸金業を営む者に対しては**出資法**によって、それぞれ上限が定められている【①】。法律が定める金利よりも高い金利で金を貸すことは許されず、払いすぎた金銭は取り戻すことができる。また違法な高金利を請求した者は、処罰される。

著作権保護の例外 例えば、小説を執筆した場合、著者はその小説に対する著作権（財産権）をもっているので、他人が勝手にその小説を複製（コピー）する行為は**著作権法**によって禁じられている。しかしいっさいの複製が禁じられているわけではなく、その小説に関する論文を書くために他人が書いた小説の一部分を引用したり、あるいは盲人のために小説の全体を点字化する行為などは禁じられていない。そういう場合は著作権という財産権が公共の福祉のために制限されるのである。

商標権の保護の必要性 現在多くの国では、**商標権**は誰でも何に対しても取得できる。商標権を取得すると、後からその商標権が欲しい者に対して高価に売りつけることも可能である。そのため、たとえば有名企業や地場産品などに関連する特定の商品に関して、本来その商品とは無関係の者が悪用する目的で商標権を取得し、本来の関係者（商品の生産や販売に関わる者）の商標権取得を妨害したり、高値で売りつけて利益を得ようとするなどの問題が起こっている【②】。したがって商標権の取得に対して厳格な規制を導入すべきという意見もある。

公共の福祉 との均衡

このように財産権に対する制限や例外には、さまざまなものがあるが、原理的には自由の制限であるから、本来はあまり多くないほうがよいのである。したがって、どういう財産権にどの程度の制限や例外を設けるかは、「公共の福祉」とのバランスを保ちながら、個々の場合に慎重に考える必要がある。

①利息制限法で許されている最高金利は年15～20%（元本金額によって異なる）であるが、出資法では年29.2%まで許されている。利息制限法を超える金利（**グレーゾーン金利**）について、従来は一定の要件を満たせば認められていたが、**多重債務者**の増加が問題となる中、2006年の貸金業法改正により、2009年をめぐりに出資法の上限金利を15～20%に引き下げられることになった。

②例えばプロ野球阪神球団のファンが期待をこめて「阪神優勝」のロゴマークを商標登録していたところ、数年ぶりに本当に阪神が優勝したとき、球団がそのロゴマークを使用できなかったことがある。

また中国で「讃岐うどん」や「青森りんご」などの商標権が第三者によって取得されてしまったために、日本から輸出した本物の商品が中国で販売できなくなってしまう恐れが生じている。

7-3 生活物資の確保と消費者保護 <基礎編>

生活に密着する財産はどのように守られているのだろうか？

社会権としての財産権

財産権は本来「自由権」に属する権利であるが、現代においては、生活に必要な物資を安全に確保するために必要な施策を政府に対して求める「社会権」の面ももつようになっている。

安全な水と食料の確保

人間が生きていくために必須の物資は水と食料である。安全で十分な量の水と食料の確保は国民の権利であり、政府の責任でもある。しかし現在の日本では原料や産地に関する偽装や有毒物質の混入などの事件が頻発し、食品の安全性に対する信頼が揺らいでいる。また食料自給率は39%（2007年度統計）にすぎず、国際情勢の変化によっては国民の食生活が危機に陥る危険が指摘されている。

安全な建物の確保

住宅や公共施設など安全な建物の確保も国民の権利であり、企業ひいては政府の責任である。たとえば日本では建物を建築する際には、あらかじめ市町村役場に建設確認申請を提出し、建築基準法に定められた基準（耐震基準など）を満たした設計になっているかどうかを行政庁や指定確認検査機関が確認し、さらに工事完了後には完了検査を受けて検査済証の交付を受けなければならない。しかし2005年に明らかになった耐震偽装事件では、この手続きが不十分であることが明らかになった【①】。

また高速道路・新幹線の高架橋や鉄橋など1960～70年代の高度経済成長期に建設された社会資本は、耐久年限がせまっている。それらの安全を確保するために有効な対策をたてることも政府の責任である。

エネルギー源の確保

石油に代わる新しいエネルギー源を確保するのも政府の責任である。火力発電や、「絶対に安全」とはいえない原子力発電に代えて、自然エネルギーを主とした社会への転換を積極的に図っていかなければならない。

事故を防ぐ努力

また自動車・鉄道・航空機・船舶などの交通機関や、子どもの遊具などについても十分な安全が確保されなければならない。事故が起こったときにはその原因を調査し、二度と同じ事故が起きないように業界を指導したり、必要に応じて新しい制度をつくるなどの対策が立てられなければならない。

①ある一級建築士が耐震設計データを改ざんして申請したにもかかわらず、民間の指定確認検査機関は十分な検査をしていなかった。これにより多数のマンションで住民が住めなくなり大きな被害を受けた。

7-3 生活物資の確保と消費者保護 <標準編>

消費者主権

民主主義国家の主権者が国民であるとしたら、市場経済の「主権者」は消費者である。なぜなら、ある商品を購入することは、その商品に「円」という票を投じることと同じだといってよいからである。

コメント [n1]: 現代社会 p 100

その意味では、企業は主権者である消費者のために経済活動をするのでなければならないはずである。しかし現実には必ずしもそうになっていない。利潤追求を第一とする資本主義社会においては、むしろ消費者のほうが企業にうまく利用されやすい弱い存在である。消費者は企業の広告や宣伝をうのみにして商品を購入することになりやすい（依存効果）し、商品の必要性や^{ふとろ}懐具合を考えず、「友人たちが持っているから」とか、「流行しているから」という理由だけで購入する（デモンストレーション効果）場合がある。カード社会、キャッシュレス社会は、このような傾向を助長する一因にもなっている。

コメント [n2]: 現代社会 p100

したがって、消費者主権を実現するためには、私たち自身も賢明な消費者にならなければならない。同時に、政府も企業の行動を常に監督し、消費者の利益を損なうような行動を適切に規制する責任を負っている。

消費者問題の発生

企業が商品についての情報を故意に隠したり、商品広告が誇大広告や虚偽広告であったりすると、消費者の利益が不当に損なわれることになる。

コメント [n3]: 現代社会 p 100

たとえば 2007 年には、加工食品の原料の偽装や原料産地表示の偽装、賞味期限切れ商品の再加工や賞味期限の書き換え、未使用食品の使い回しなどの事件が相次いで発生した【①】。また 2008 年には輸入食品に毒物が混入していた事件や、本来食用にはならない事故米（農薬などで汚染されていた輸入米）が菓子製造や醸造に転用されていた事実が発覚し、農林水産省の監督責任まで問われる大きな社会不安に発展した。

① 2007 年に起きた食品偽装事件には、豚肉を使った冷凍食品を牛肉コロッケと偽っていた「ミートホープ事件」、牛肉産地を偽ったり刺身を使いまわしていた「船場吉兆事件」、賞味期限を偽装していた「白い恋人事件」や「赤福餅事件」などがある。

悪徳商法と詐欺

また商品そのものではなく商品の販売方法の点で、消費者に不当な不利益を与える場合もある。他の商品といっしょでなければ売らない抱き合わせ販売や、メ

ーカーが卸売業者や小売業者の販売価格を決めてそれを守らせる再販売価格維持行為などがそうである。また近年では通信販売や訪問販売、それにキャッチセールスなどにおける契約上のトラブル、ネット取引における代金の支払いをめぐるトラブルも起きている。【②】

② また商品販売などを装った詐欺事件も頻発している。

コメント [n4]: 現代社会 p 100

このような問題に対処するために、日本では**消費者基本法**が制定され、企業の行動に一定の規制を加えている。また**特定商取引法**や**割賦販売法**などは、訪問販売などの場合に消費者がよく考えないままに契約したときに備えて、一定の条件を備えていれば違約金などの負担なしに商品購入契約を取り消すことができる制度（**クーリングオフ制度**）を定めている。

また、消費者問題が複数の省庁にまたがっているために不統一であった消費者保護行政を統一的に行うため、**消費者庁**が設置されることになった。

安全の確保

また**生産者**は製品の安全性に細心の注意をはらう義務を負っているにもかかわらず、安全性に対する配慮が足りなかったために事故が発生する場合がある。

コメント [n5]: 現代社会 p 100

商品の安全を確保するためには、事故が起こった場合にその法的責任を追究するだけでなく、事故の原因を科学的に究明し、再発防止のための適切な対策を講じていく必要がある。

ドア・プロジェクト 2004 年 3 月に東京都港区の六本木ビルの回転式ドアに男児が頭を挟まれて死亡する事件が起きた。専門家がこの事故の原因を調査する中で、欧米で最初に作られていた回転ドアはアルミ製で軽量であったにもかかわらず、日本に輸入された後に高級感を出すためにステンレス製に改造されるなどしたためドアが過度に重量化し、非常時に直ちに停止しない欠陥構造になっていたことが判明した。

資源・エネルギーの確保

原子力発電は、ウランの核分裂の際に発生する熱を利用する発電で、石油に代わるエネルギー源として注目されているが、大量の**放射性廃棄物**（冷却排水を含む）や核兵器にも転用できる放射性物質（プルトニウム）を生み出す。それらの副産物を安全に処分する方法はまだ確立していないし、原子力発電所の事故や地震被害などによって近隣住民が大量の放射線を浴びるような大惨事が発生する危険もある。

ヨーロッパでは、近年**太陽光発電**や**風力発電**を積極的に推進している。日本は優れた太陽電池技術をもっていながら有効に活用できていない。

③ 缶入り飲料などを売る際に預かり金を徴収し、空き缶を返せば払い戻すシステム。

また省資源のためには、効率的な廃棄物処理とともに有効資源の**リサイクル**を推進する必要もある。包装容器プラスチックの再生、**デポジット制**【③】の普及などが課題となっている。

悪徳商法・詐欺の例

キャッチセールス	通行人に「アンケートをお願いします」などと声をかけて雑居ビルなどに連れ込み、商品を強引に購入させる
デート商法	出会い系サイトなどを利用して異性と「恋愛関係」をつくったうえで（もちろんその恋愛関係はニセモノである）、高額の商品を購入させる
就職商法	「特殊な技能を修得する講座」と偽って、高額の商品を購入させる

7-4 生存権と社会保障 <基礎編>

生存権はどのように保障されているのだろうか？

社会保障の意義

病気や高齢あるいは不況などのために、人々が働く能力や機会を失ったとき、国が生活の保障をするという考えのもとに発展してきたのが**社会保障**制度である。

社会保障制度は、16世紀半ばに制定されたイギリスの救貧法に起源をもち、19世紀にドイツの政治家ビスマルクがつくった社会保障制度によってその基礎ができた。しかしこの時代の社会保障制度はまだ“国家による慈善や恩恵”という性格が強かった【①】。

真に国民の立場に立って、“国民の生存権を保障する”という意味での近代的な社会保障制度は、1942年の**ベバリッジ報告**に基づいて制度化されたイギリスの制度に始まり、第二次世界大戦後、各国に急速に普及した。日本でも日本国憲法のもとに社会保障制度の整備と拡充が進められた。

日本の社会保障制度

日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めており、これを「**生存権**」と呼ぶ。そして国民の生存権を保障するために、憲法25条はさらに、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努めなければならない」と規定している。これにより国は社会的弱者を保護し福祉国家をめざすことを示したのである。

条文にうたわれた社会保障とは、**社会保険**と**公的扶助**のことである。日本の社会保障制度は、この2つに**公衆衛生**ならびに児童・母子・高齢者・障害者に対する**社会福祉**を加えた4つの柱から成り立っている。

①いわば国民を「貧乏人」として見下すような姿勢があったということである。

コメント [T11]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p106

コメント [T12]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p120

日本の社会保障制度

社会保険	医療保険	国民健康保険、各種の健康保険、各種の共済組合
	年金保険	国民年金、各種の厚生年金、各種の共済年金
	労災保険	労働者災害補償保険、公務員災害補償保険
	雇用保険	
	介護保険	
公的扶助		生活保護、各種の社会手当
社会福祉		児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉
公衆衛生		感染症対策、健康増進対策など

7-4 生存権と社会保障 <標準編>

社会保険

「保険」とは、万一の事故に備えて加入者（被保険者）から事前に少額の金銭を集め、事故のあった加入者に保険者が必要な金銭を給付するという金融制度

【①】で、加入者が保険者に納付する少額の金銭を「保険料」といい、保険者が加入者に給付する金銭を「保険金」という。

日本では医療・年金・介護・労災・失業の5分野で公的保険制度が実施されており、加入者の保険料に加えて国や・地方自治体や従業員を雇用する企業が資金を拠出している【②】。日本では1960年代の初頭までに、医療保険と年金保険については国民全員が加入できるようになった。

①**医療保険** 病気や負傷の際の医療費をまかなうための保険が医療保険である。日本の医療保険は、被保険者の職業別に、国民健康保険（自営業者・専業主婦が加入）、健康保険（民間企業の会社員が加入）、共済組合（公務員が加入）に大別される。【③】

②**年金保険** 高齢者や障害者になって働く機会や能力を失ったときに必要となる生活資金を保険方式でまかなうのが年金保険である。日本の年金保険は、**基礎年金制度**として**国民年金**（すべての国民が加入）があり、そのほかに被保険者の職業別に**厚生年金**（会社員が国民年金に追加して加入）、**共済年金**（公務員が国民年金に追加して加入）がある【④⑤】。

2007年に年金納付記録の不備により約5000万件もの納付記録が宙に浮いていることが発覚した。また2008年には従業員の年金のための拠出金負担に苦しむ企業が、社会保険庁の入れ知恵で従業員の給与を低く申告し負担額を減らしていた事実も発覚し、大きな社会問題になっている。

③**介護保険** 高齢になって介護サービスを必要とするようになった場合にかかる介護費用を保険方式でまかなうのが介護保険である。日本では40歳以上の国民が加入し65歳に達した後に介護サービスが受けられる。給付される介護サービスは市町村の担当者による**要介護認定**を経て決定されるが、必要な介護が受けられないケースが目立ち、問題となっている。

④**労災保険** 労働者が通勤途上または勤務中に事故に遭った場合に、医療費などを保険方式で支給する制度である。

⑤**雇用保険** 勤務先を解雇され失業した者に、おおむね次の仕事が見つかるまでの期間の生活資金を保険方式で支給する制度である。今後、解雇されやすい非正規労働者も簡単に加入できるようにしていく必要がある。

①要するに“お互いに助け合う”システムである。

②公的保険（加入が義務づけられている）に加えて、さらに充実した保障を得るために任意で加入する保険を私的保険といい、民間の保険会社との保険契約などがある。この單元では主に公的保険について扱う。

③2008年から**後期高齢者医療制度**が発足し、75歳以上の高齢者に対する医療はこの新しい保険制度によることになった。この制度は高齢者医療費の公的負担を減らすのが目的であるが、そのため多くの高齢者の保険料負担が増える結果となったため大きな批判を浴びている。

④年金保険の財源には積立方式と賦課方式がある。積立方式は被保険者本人が在職中に積み立てた保険料で将来の年金をまかなう方法。賦課方式は、若年層の保険料を高齢者の年金にあてる方法である。現在の日本の公的年金制度は賦課方式を採用している。

⑤2001年から私的年金として**確定拠出型年金**を実施することが可能になった。これは保険料として拠出する金銭を株式などで運用することで将来受け取る年金額を増やすことができる制度である。転職しても継続できる反面、運用に失敗すると年金額は少なくなる。

公的扶助

公的扶助の中核は「生活保護」である。収入が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに必要な水準（生活保護基準）に満たない場合に、その基準との差額（不足額）を政府が支給する。

しかし実際には、社会福祉事務所に生活保護を申請しても受け付けてもらえず追い返される（「水際作戦」と呼ばれている）場合が増えており、そのため必要な保護が受けられず餓死するケースが発生している。生活保護に要する経費を削減するためとはいえ、このような形で国民の生存権が制約を受けるようなことがあってはならず、政府の責任は重い。

社会福祉

社会福祉とは、社会的弱者に対して金銭の給付や福祉サービスの提供などを行うものである。

①**児童福祉**は、児童（18歳未満の男女）に対する福祉政策で、例えば児童を育てる家庭への児童手当の支給などがある。

②**母子福祉**には、母子寮の運営など母子家庭への福祉がある。

③**高齢者福祉**は、高齢者に対する福祉政策で、医療的ケアのサービスや、老人ホームの運営などがある。

④**障害者福祉**は、精神障害・知的障害・身体障害のある者に対する福祉政策で、障害者の就労施設の運営や、さまざまな金銭給付などがある。【⑥】

公衆衛生と医療

公衆衛生とは、伝染病などに対する予防（注射・消毒・広報活動）などをいう。これに医療を加えた分野は、国民の生存を直接保障する役割を担っているが、近年さまざまな問題に直面している。

①**医師偏在と、それに伴う医療崩壊**：産婦人科や小児科の医師不足は深刻で、診療を停止せざるを得ない病院が都市部でも現れている。また都市に医師が偏在しているため地方の医療サービスは低下する一方である。さらに夜間診療を行う病院が少なく救急患者を受け入れる体制が十分整っていないため、救急車が受け入れ先の病院を探すのに手間どり、遠方の病院へ搬送する間に患者が死亡するという悲惨なケースも起きている。これらの問題の背景には、過酷な病院勤務を嫌って開業する医師が増えていること【⑦】、出産時に**医療事故**が発生した場合に妊婦やその遺族が出産を担当した医師を裁判に訴えるケースが増えているなどの事情がある【⑧】。

②**新型インフルエンザへの対策**：過去に人類が経験したことのない（それゆえ有効なワクチンも製造されていない）新型インフルエンザが近い将来爆発的に発生（**パンデミック**）し多数の死者がでると予想されている。政府は効果的な予防や避難体制を整備し国民に周知させる責任がある。

⑥ 2006年から試行された「**障害者自立支援法**」により、障害者の生活は大きく変化している。それまで授産施設で作業し小額でも収入を得ていた障害者が、逆に食費などを払わなければならなかった。「自立」の美名の下で障害者福祉は後退している。

⑦ そのため医師の開業に一定の制限を設ける政策も検討されている。

⑧ そのため「このような場合に中立的な第三者機関が事故原因を調査し、重大な事故の場合にのみ裁判に付すべき」とする意見もある。

7-4 生存権と社会保障 <発展編>

■Q：ベーシックインカムは、是か非か？

★ベーシックインカム（“基本収入”）とは 1970年代からヨーロッパで提唱されるようになった社会保障制度の構想。政府が全国民に対して、年齢・性別・職業・貧富の差・障害の有無などを問わず無条件に、最低限度の生活を送るために必要な金額の現金（月額およそ5～8万円）を一律に支給するという構想。

★賛成論 ベーシックインカムを実現することによる最大のメリットは、社会から生活困窮者がいなくなり、すべての国民の生存権（日本国憲法では25条）が保障されることである。

もちろん実現には数百兆円の資金が必要となるので、大幅な増税をしなければならないと思われる（財源については、消費税を大幅増税するという意見や、消費税ではなく所得税を増税するべきだとする意見などがある）。しかしベーシックインカムを実現すれば、代わりに低所得者に個別に支給している生活保護や児童手当などを廃止することが可能になり、その財源をベーシックインカムの財源の一部に繰り入れることができるし、また生活保護行政などに携わっている職員を削減してその人件費も減らせるので、財政的には十分可能と思われる。

またベーシックインカムは最低限度の生活を営むための資金として国民に支給するので、その金額で生活できる者は、働く必要がなくなる。現代はコンピューターをはじめとする多様な技術革新が行われているので、今後は社会の機能を維持するために必要な労働力は少なくなっていくだろう。このままでは、すべての人間に就職先を保障することができなくなるかもしれない。ベーシックインカムはそのような時代が来ても対応できる。

★反対論 ベーシックインカムで最低限度の生活が保障されるようになると、人間は墮落し遊んでばかりで働かなくなるのではないだろうか。また大幅な増税や公務員の削減に国民の合意は得られるのか。そもそもベーシックインカムで本当に全ての国民が幸福になれるのか。例えばベーシックインカムが実現される代わりにさまざまな福祉が切り捨てられることになりはしないか。最低限度以上の生活をしたくない者だけが働くようになったとき、労働者の権利は守られるのか。

■視点・論点

人間は生活資金を得るためだけに働くのか？

ベーシックインカムで、すべての国民が幸福になれるのか？

ベーシックインカムを実現するための財源はどうやって確保するのか？

7-5 労働基本権と労働問題 <基礎編>

労働者の権利はどのように守られているのだろうか？

労働者の権利の必要性

資本主義経済では、労働者と使用者（資本家）との関係は「労働力という商品の売り手と買い手」という関係をとる。この関係は、本来なら対等であるはずだ

が、現実には必ずしも対等ではない。資本主義経済（市場経済）での取引は当事者間の「契約自由の原則」に基づいて行われるが、労働力という商品の取引では、多くの場合労働者は弱い立場におかれているからである【①】。そのため労働問題が発生することになる。資本主義経済の成立期には、低賃金、長時間労働、児童労働、不衛生で危険な労働環境など、労働条件は劣悪をきわめ、労働者は悲惨な生活を強いられた。

しかし一人ひとりの労働者も団結すれば企業と対等の関係に立つことができる【②】。ここから労働者は労働組合を結成し、組合の力をおして労働条件の改善をはかり、また人間らしい暮らしができるための諸権利を獲得していった【③】。しかし日本では、第二次世界大戦で敗戦するまで労働者の基本的権利は法的には認められていなかった。

労働基本権と労働三法

日本国憲法は、すべての国民は「勤労権」をもつとし、また職場において弱い立場にたつ労働者の権利を保護するため、労働三権すなわち、①労働組合を結成する権利

（団結権）、②労働組合をとおして使用者と賃金その他の労働条件の改善を求めて交渉する権利（団体交渉権）、③要求が通らないときにストライキなどに訴える権利（団体行動権または争議権ともいう）を認めた。【④】

労働基本権を具体的に保障するために制定された法律が、いわゆる労働三法（労働基準法、労働組合法、労働関係調整法）である。またその他の法律で、公共職業安定所が設置されたり、最低賃金が定められたり、雇用保険の制度が作られている。

憲法が定める労働基本権と、その具体化のための法律（太字は労働基本権・労働三法）

憲法 27 条：勤 労 権	勤労権	職業安定法・雇用保険法など
	労働条件の基準の法定	労働基準法・最低賃金法など
	児童労働の禁止	児童福祉法など
憲法 28 条：労働三権	団結権	労働組合法・労働関係調整法 国家公務員法・地方公務員法 地方公営企業労働関係法など
	団体交渉権	
	団体行動権	

①プロ野球選手など特殊技能をもつ場合は、雇用主（球団）よりも労働者（選手）のほうが立場が強いということもある。

②独りで経営者と交渉すると解雇される危険があるが、従業員全員で交渉すれば要求が通りやすくなる。

③出産育児に伴う休暇制度などがある。

④勤労権と労働三権をあわせて労働基本権という。

コメント [Tt1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p102

コメント [Tt2]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p102

コメント [Tt3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p121

7-5 労働基本権と労働問題 <標準編>

労働基本権 と労働三法

労働基準法は、労働時間・賃金・休暇などの労働条件について最低基準を定めた法律で、すべての労働者に適用され【①】、この基準を満たさない部分の労働契

約は無効とされる。制定後数回にわたって改正されたが、1998年の改正では、裁量労働制や女性労働者などに対する規制が大幅にゆるめられた。

①但し、公務員には原則として適用されない。公務員については、国家公務員法・地方公務員法があり、その中に労働基準法に準じた規定がある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p103

現在の労働基準法の主な内容

- 労使対等での労働条件の決定 (第2条)、○男女同一賃金の原則 (第4条)
- 強制労働の禁止 (第5条)、○基準を下回る労働契約の無効 (第13条)
- 労働条件の明示 (第15条)、○客観的合理的理由なしの解雇禁止 (第18条)
- 最低30日前の解雇予告 (第20条)
- 賃金は通貨で直接労働者に全額を毎月1回以上一定期日に支払うこと (第24条)
- 1日8時間1週40時間以内の労働 (第32条)
- 変形労働時間制の容認 (第32条の2～4)、○毎週1日以上の日 (第35条)
- 労働組合との事前協定なしに時間外労働を命じることの禁止 (第36条)
- 時間外労働を命じる際の25～50%の割増賃金 (第37条)、○年次有給休暇の付与 (第39条)
- 18歳未満のものの深夜労働 (午後10時～午前5時)の禁止 (第61条)
- 産前6週産後8週の休暇 (第65条)、○労働基準監督署の設置 (第97条)

労働組合法は、労働者の団結権を保障した法律で、労働者が自主的に労働組合を結成し、団体交渉によって労働協約を結ぶこと、労働争議をおこなうことなどが労働者の正当な行為として保障されている。これら労働者の正当な行為に対する使用者の**不当労働行為**【②】を禁止していることも重要である。

②従業員が労働組合に加入することを禁止したり、労働組合の活動を妨害すること。

労働関係調整法は、ストライキなどの争議行為によって労使間の対立が深刻になり、当事者による自主的解決が不可能になったとき、労働委員会が斡旋・調停・仲裁などによって、第三者の立場から争議を調整することができるように定めた法律である。

③例えば全国の地方公務員・公営企業労働者の労働組合が集まって作った自治労がある。

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p103

労働組合の 結成と発展

戦後、労働基本権が保障されるようになったことで、戦前の職業別労働組合とはタイプを異にする**企業別労働組合**が次々と生まれた。さらに、これら個々の労働組合は、産業ごとにまとまって単産 (単位産業別労働組合連合会) を形成した【③】。単産はさらに集まってナショナルセンターを組織した【④】。こうしてできあがった巨大な労働組合組織は、圧力団体として政治にも大きな影響力をもつに至った。

④かつては総評 (日本労働組合総評議会) と同盟 (全日本労働総同盟) が有力だった。1987年の連合 (日本労働組合総連合会) 発足後は、連合と全労連 (全国労働組合総連合) が有力になっている。

労働基本権 の制限

公務員は労働基本権の一部（又は全部）が法律で制限されている。そのため例えば警察官・裁判官などは労働組合を結成することができない。また事務員や教員は労働組合を結成し団体交渉をすることはできるが、ストライキなどの団体行動（争議行動）をすることはできない。そこで、公務員の賃金を改善するため、国家公務員の給与については**人事院**が、地方公務員の給与については各都道府県・市町村の**人事委員会**が、それぞれ首相・都道府県知事・市町村長に対して**給与改善の勧告**を出し、それに基づいて関係の法律や条例が改正されて、給与が改められる仕組みになっている。

今日の労働 問題

労働基本権が憲法で保障されるようになって、労働者と企業との関係が根本的に変わったわけではない。資本主義経済において企業が利潤獲得を究極の目的としている以上、利潤を増加させる手段は、①売上を伸ばすか、②経費（コスト）を削減する以外に方法がない。経費を削減するために最も手軽で効果的大きいのは人件費の削減である。そのため不景気になると、企業は従業員の賃金を削減するためにさまざまな方法を試みる。

1980年代から資本主義経済が自由化・グローバル化を強める中で、日本経済は1990年代にバブル経済崩壊によって深刻な不況に陥ったため、企業は国内外の激しい競争にさらされた。そのため多くの企業が、経費削減のため「**リストラ**（人員整理）」【⑤】と称して正規従業員の大量解雇を断行したり、または正規従業員に代えて賃金の安い**パートタイム労働者**や**派遣労働者**を使用したり【⑥⑦⑧】、職場のリーダーを名前だけ「管理職」にして残業代を支払わなくてもすむようにしたりした。その結果、毎日長時間働いていても生活保護基準以下の収入しか得られない「**ワーキング・プア**」と呼ばれる新しい貧困層が生まれるようになり社会問題になっている。

また**終身雇用**や**年功序列賃金**といった日本の経営方式をやめて、**成果主義**にもとづく**年棒制**や**裁量労働制**をとる企業もある。年功や学歴よりも能力や成果を重視することは、「人材の活用を促し労働力の流動化を促進する」と言われるが、労働者個人の成果を重視するためチームワークが円滑に進まない、労働者の生活が不安定になる、などの問題もある。

こうして労働環境は最近ますます厳しさを増し、長時間過密労働が日常的になっている。またパソコンの発達に伴うIT（情報技術）革命の波も、労働環境を大きく変えつつある。**過労死・過労自殺**や**勤務中の事故**あるいは**テクノストレス**といった**労働災害**が社会問題となり、急激な技術革新に**適応できない人たちのミスマッチ**も深刻になっている。

⑤ **リ・ストラクチャリング**の略語。本来は「（事業の）再構築」という意味だが、「人員整理」という意味で使われることが多い。

⑥ 派遣労働は戦前は禁止されていたが、1986年に通訳など13の専門職に導入された後、1999年には製造業など一部例外を除いて原則自由化され、2004年から完全自由化された。

⑦ 「パートタイムや派遣は労働形態の多様化だ」と説明されることがあるが、どのような働き方をするかを労働者自身が自由に選択できるのでなければ「多様化」とはいえない。

しかし現実には、派遣労働者が正社員になる道はほとんど閉ざされており、景気変動に応じて簡単に解雇できる「調整弁」のような扱いになっている。

⑧ 非正規労働者の増加の背景には、1995年に日本経営者団体連盟（日経連）が発表した「新時代の日本的経営」がある。これは日本の労働者を「長期蓄積能力活用型」、「高度専門能力活用型」、「雇用柔軟型」の三つのタイプに分け、それらの組み合わせによる雇用管理を打ち出した提言だった。

さらに外国人労働者の問題も無視することができない。現在日本には 60 万人を超える外国人労働者が滞在しており、その多くは法律で就労を認められていない低賃金の単純労働者であるが、現在の日本経済を底辺で支えている存在である。その現実をふまえながら、しかし他方で日本人の低賃金労働者や失業者をどう雇用していくかも視野に入れつつ、彼らを安易に排除するのではなく、その生活条件（医療・教育・社会保障など）を整備することも考える必要がある。

労働組合の現状

このように雇用の形態が変化するに伴い、日本の労働組合も大きな転機を迎えている。高度経済成長期には 35%前後で安定していた組合組織率は、今では 20%程度に減少しており【⑨】、そのため労働組合の活動は停滞気味である。

失業者もかつてないほどに増加している現在、労働者の声・要求をどのように結集するか、またいかにして労働条件改善の運動を進めていくかが、大きな課題になっている。

社会参加への道をひらく

ほんらい労働は単に賃金を得るためののみあるのではない。労働を通して自分の能力を発揮し、あるいは労働を通じて積極的に社会に参加し人々が互いに助け合って、生きる喜びを感じるのも働く目的だと言ってよい。しかし現在の日本は、労働に喜びを見出すことが非常に困難な社会になっている。

また日本でも、かつて女性・高齢者・障害者に対する雇用の道は狭く、仕事に就いている場合でも有形・無形の差別があった。このような不平等を是正するために法的整備が進められ、男女雇用機会均等法や育児休業法、障害者雇用促進法などの法律が制定された。しかし就職の際の差別や就職してから賃金その他の労働条件の格差は必ずしも解消されたとは言えず、実質的な平等化を図るための諸法の改正や新法の制定が現在も続いている。例えば企業に対する罰則を強化しセクハラ防止規定を盛り込んだ新しい男女雇用機会均等法の制定や、女性の時間外休日労働および深夜業の制限撤廃などを新たに定めた労働基準法の改正【⑩】、それに男女が平等に社会参加すべきことをうたった男女共同参画社会基本法の制定、労働者派遣法の改正論議（日雇い派遣の禁止がめざされている）はその一例である。

これらの法改正が「絵に描いた餅」とならないためには、“すべての人々が同等に働く権利をもつ”ことを再認識するとともに、“差別によって有能な人材を活用しないのは社会にとっての大きな損失だ”という自明の事実をわきまえることが何よりも大切である。

コメント [n3]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p104～105

⑨ 組織率低下の原因としては、パートタイム化の進行、労働者のホワイトカラー化などが指摘されている。

コメント [n4]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p105

⑩ 女性差別撤廃条約（母性保護以外の女性に対する差別をなくすことを定めた）との整合性を図るために改正されたが、「女性の労働条件を男性のほうに合わせるのではなく、女性労働者を基準に男性労働者の労働条件を緩めるべき」との意見もある。

コメント [n5]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p105

コメント [n6]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p105

7-6 環境権と関連の問題 <基礎編>

環境権とは何か、どのように守っていくのか？

環境権の背景と意義

企業の生産活動や市民の生活によって引き起こされる**大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音**などの被害を**公害**という。明治時代に起きた**足尾銅山の鉍毒事件**は日本最初の公害事件で、その後も工場の排煙や排水による被害は各地で発生したが、生産第一主義の国家政策のために反対の声は抑えこまれてきた。公害が大規模・広域化し、深刻な社会問題となったのは、高度経済成長期である。各地で人命を奪う深刻な被害が発生したにもかかわらず、政府や企業は積極的な対策をとろうとしなかった。その怠慢と無策に対して各地で住民運動が展開され、1960年代に相次いで公害訴訟が起こされた。とりわけ**水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病**の裁判は**四大公害裁判**とよばれ、いずれも被害者側の勝訴に終わり、判決文の中で政府と企業の責任が厳しく追及されたのは画期的なことであった。

企業の責任が明確になると政府もようやく公害防止対策を行わざるを得なくなった。またこうした問題をきっかけに、健康的な生活環境を確保するための権利として「**環境権**」が主張されるようになった。環境権は、日本国憲法には定められていない新しい人権であるが、現在では生存権や幸福追求権などに基づく権利として裁判でも認められるようになっている。

環境権の発展

20世紀の終わりごろから、**地球温暖化**【①】が世界的な問題として注目されるようになった。これに伴い環境権は「人類の持続的な発展を可能にする自然環境や生活環境を求める権利」として、さらに進化発展する兆しを見せている。

地球温暖化は、さまざまな気候変動をもたらし、私たちの生活に大きな悪影響を与える。氷が解けて海水面が上昇したり、砂漠化の進行によって宅地や農地が失われる危険がある。次世代の良好な生活環境を保障するためには、二酸化炭素などの**温暖化ガス**の排出を抑制する生活スタイルを実践する必要がある。それは現代を生きる私たちにとって緊急かつ重要な課題である。【②】

環境権の国際化

次世代の生活環境を良好に保つためには、一国だけの努力では足りない。**海洋汚染**や大気汚染は隣国とも協調して対応しなければ解決しないものである。こうして環境権は、いま急速に国際化しつつある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p108

①大気中の温暖化ガスは、赤外線を吸収し、地球から宇宙に出て行く放射熱を封じ込める。そのためガス濃度が高まると、地球の表面が温室状態になって暖まる。これを温暖化と呼ぶ。

②温暖化ガスの排出規制に関する**京都議定書**は、1990 年との比較で、2012 年までに温暖化ガスの排出を一定量（日本の場合は 6 %）削減することを加盟各国に求めている。

7-6 環境権と関連の問題 <標準編>

公害対策

政府は 1967 年に公害対策を総合的に推進するため **公害対策基本法** を定め、基本法を実施するための法律である公害対策関係基本法も制定した。さらに 1971 年には、環境行政を一元化するため **環境庁** を設置した (2001 年に環境省になった)。

一連の公害裁判を通して、**被害救済の原則** が確立されたことは重要である。「救済は被害者の原状を回復することが第一であり、金銭的補償はそのための手段に過ぎない」という原則に基づいて、**公害健康被害補償法** が制定されているが、ここでは補償の費用負担について、**汚染者負担の原則** (PPP=polluter pays principle) が定められている【①】。

公害を防止するためには、公害対策にかかる費用を企業に対して課税するという方法があるが、目に見える成果は保証されないので政府が企業の活動に直接規制を課す方法が基本である。大気汚染防止法などでは、直接規制として企業ごとの濃度規制と地域全体の総量規制が定められている。

塵肺問題

鉱山で働く鉱夫や、トンネル工事に従事した労働者が、作業中に大量の粉塵を吸い込んだために肺が硬化し呼吸困難に陥る職業病を **塵肺** といい、とりわけ高度経済成長の繁栄の陰で、多くの労働者が塵肺に倒れた。

公共事業による鉄道工事や道路工事に従事した労働者が 1980 年代以降国や企業に対して健康被害による損害の賠償を求めた裁判では、2000 年代に入り国の責任を認める判決が確定するようになっている。

アスベスト問題

アスベスト (石綿) は繊維状の鉱物で、断熱性に優れているため建築物・建築資材や車両などの断熱材や防音材などとして高度経済成長期に広範囲に大量に使用されたが、1970 年代に発がん性が問題となって日本を含む世界各国で使用が禁止されるようになった。

アスベストを吸い込むと、約 20～40 年後に肺がんなどを発病するため、1970 年代までにアスベストの吹きつけ作業などに従事していた人々や、アスベスト工場の付近に住んでいた人々が 2000 年代に入ってから発病するようになり、それをきっかけに日本ではアスベスト問題が広く知られるようになった。被害者は今後も増加すると見込まれている。

アスベストの除去作業や、アスベストを使用した建築物の解体などに伴

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 108

コメント [n2]: 2007 年度教科書『現代社会』(東書・現社 001)、p 108

① 水俣病訴訟の被告企業チッソへの金融支援政策は、この原則を損なうという指摘がある。

って、今後もアスベストが空气中に飛散する恐れがあり、厳重な管理が求められている。

良好な生活環境の保全

国民の環境権を保障することは、公害を防止するだけではない。良好な生活環境を保全することも重要である。そのために例えば次のような制度がある。

建築基準 **建築基準法**は、隣接する住宅への日照を確保するために新しい建築物への高さ制限を定めたりしている。

都市景観 都市の景観も重要な生活要素である。商業地であっても商店の看板やネオンサインが刺激的にならないように配慮する必要がある。

土地利用 閑静な住宅地の一角に騒々しい商店があつては良好な生活環境とはいえない。そこで土地の利用については主な目的が定められている。

オゾン層の破壊

フロンは化学的に安定していて熱にも変化しにくい
が、地球上空の成層圏に達すると紫外線を浴びて塩素
原子を放出する。この塩素原子が原因となって、**オゾ**
ン層が破壊される。オゾン層は生物に有害な紫外線を吸収する天然のバリ
アーで、いわば地球上の生物を守る宇宙服のようなものである。オゾン層
が破壊されることによって、有害な紫外線が地上に届き、皮膚がんや白内
障など人の健康や生態系に悪影響を及ぼすと危惧されている。

コメント [n3]: 2007 年度教科
書『現代社会』（東書・現社 001）、
p8

森林消失と砂漠化

森林は野生生物の生息地であり、土壌の保全、水源
のかん養、二酸化炭素の吸収など、多くの働きをもつ
資源であるが、商業用木材の大量**伐採**や**酸性雨**などが
原因で、1990 年から 1995 年までに年平均 1290 万 ha 減少したと推測され
ている。特に東南アジア諸国では主に日本への輸出を目的とした伐採が森
林減少の最大要因になっている。森林の復元力をこえた大量の伐採によっ
て自然の循環が破壊される。栄養分を含む土壌は雨で流され植物の育たな
い不毛の地になり、やがて砂漠になってしまう。

コメント [n4]: 2007 年度教科
書『現代社会』（東書・現社 001）、
p9

国際的な協力の必要性

国際環境問題を解決するためには、国際協力が不可
欠となる。フロンの削減については 1992 年の**モントリ**
オール議定書の改定で特定フロンの全廃（1995 年から
先進国での生産と消費は打ち切り）が決まり、さらに 2020 年までに代替フ
ロンの原則撤廃も決まっている。

このほかにも「砂漠化防止条約」、「有害廃棄物の国境をこえる移動およ
びその処分の規制に関するバーゼル条約」など多くの条約が採択されてい
る。

コメント [n5]: 2007 年度教科
書『現代社会』（東書・現社 001）、
p10～11

7-7 経済のしくみと現状① <基礎編>

財産権の背景にある経済は、どのように営まれているのだろうか？

3つの 経済主体

財産権の対象となる財・サービスは、人間の経済活動によって生み出される。現代の資本主義経済の社会においては、生産活動の中心となる企業、消費活動をする家計、財政活動をする政府という3つの経済主体が主として経済活動をおこなっている。【①】

企業は、家計から労働や資本など生産要素の提供を受ける代わりに、その対価として賃金や利子などを支払う。企業によって生産された財・サービスは、それぞれの家計や政府に販売され、その結果、利潤が得られる。

家計は、生産要素の提供の見返りとして受け取る所得をもとに、企業の生産した財・サービスを購入し、消費する。

政府は、企業や家計から租税や公債などの形で資金を調達し、これによって企業の生産物や家計からの労働を購入し、社会保障のための支出をおこなう。政府は財政活動を通して経済社会に積極的に参加し、景気変動の調整や経済的不平等の是正などを図っている。

自由競争に 対する規制

資本主義経済においては、企業はより多くの利潤をめざして、他社との競争で有利な立場に立とうとする。

そのため生産性を高め、生産費を引き下げること努める。その過程で技術開発・経営改善が進み、経済の発展が実現される。

【②】

この競争は本来自由におこなわれるべきであるが、まったく無規制であっては、不正行為や悪徳行為が起これうる。そこで現代の修正資本主義経済においては、自由競争を健全に保つための監視のしくみや規制が作られている。たとえば日本では独占禁止法が制定されこれにもとづき公正取引委員会が企業の経済活動を監視している。また商品の品質を保つために厳しい基準が設けられたりしている。

企業の社会的責任

また現代においては、企業はただ利己的に行動するだけでなく、経済社会の一員として社会的責任（環境保全・消費者保護・社会貢献など）を果たすことが

いっそう求められるようになっており、それに応える企業ほど社会的評価が高まる傾向にある。

①最近ではこのほかに、NPO（非営利団体）が重要な経済主体に成長しつつある。

コメント [n1]: 2007 年度政経
教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 62～63

コメント [n2]: 2007 年度政経
教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 63

②この点が資本主義経済の長所である。しかし、企業が利潤追求に走りすぎると、労働者の権利が侵害されたり、食品の産地偽装が起こるなど、社会の公正性が損なわれる危険がある（資本主義経済の短所）。

コメント [n3]: 2007 年度政経
教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014）p 63

7-7 日本経済のしくみと現状① <標準編>

株式会社のしくみ

現代の代表的な企業は、**株式会社**である。株式会社は、会社の経営を始めたり事業を拡大するために必要な資金を、主に**株式**を発行して多くの人々に販売することで獲得する【①】。この株式を購入し保有する者（個人・団体）が株主で、株主は会社の所有者の一員として、会社が事業によって利益を得た場合にその一部を**配当**という形で受け取ることができる。また株式は株式市場において原則として自由に売買でき、このときの価格が株価である。

通常、株式会社においては、株主がみずから会社を経営することではなく、経営は株主総会で選出された専門的経営者に任せられる（**所有と経営の分離**）。万一、会社が莫大な借金をかかえて倒産した場合、出資者である株主は、株式を購入するために出資した金銭が戻ってこないだけで、それ以上の資金を支払う義務はない（**有限責任制**）。このような株式会社制度は、18世紀のイギリスで発達したもので、経営に関する知識や能力をもたない人でも経営に参加できるというメリットがある。しかし他方、経営者が株主を偽って株主の利益を損なう危険性もあり、的確な**コーポレート・ガバナンス**（企業統治）をおこなう必要がある【②】。

① そのほか銀行から融資を受けたり、自己資金を投じることもある。

② 例えば経営者が会社に対して損害を与えた場合にそなえて、会社法では、株主が、損害を与えた経営者に賠償を求める制度（**株主代表訴訟**）が用意されている。

企業の種類

私企業	個人企業		個人商店、農家など
	法人企業	会社企業	株式会社、合名会社、合資会社
		組合企業	生活協同組合（生協）、農業協同組合（農協）など
公私合同企業			J R 7社、N T T、J Tなど
公企業	国営企業・地方公営企業		国有林野、地方自治体による水道・バス・地下鉄など
	独立行政法人		国立印刷局、国立病院、造幣局、国立大学など
	公社・公庫・公団		

市場価格

資本主義経済では、財・サービスの価格（物価）は、原則として市場における**需要と供給**の関係で決まる（これを**市場価格**という）。市場において、ある財・サービスの価格が高いときは、その財の売り手は市場に多量の財を供給して利潤を増やそうとするが、買い手の需要は少なくなる（買い控え）。逆に、価格が安いときは買い手の需要は多くなるが、売り手は供給を少なくする（売り惜しみ）。このような駆け引きの結果、消費者（買い手）と企業（売

コメント [n1]: 2007 年度政経教科書：第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 64

り手) がともに納得できる価格で売買が順調に成立するとき、これが社会的に最適な価格ということになる。このように、需要と供給の一致する水準に価格が落ち着くメカニズムを**価格の自動調節作用**という。

市場経済の 限界

価格機構が機能するためには、市場で自由な競争がおこなわれるなどの条件が必要である。しかし現実にはこれらの条件は満たされず、市場の失敗とよばれる現象がみられる。たとえば道路・下水道などの公共財は、社会的に必要であっても、市場機構の下では供給されない。また公害のように他の経済主体に不利益をもたらす場合には、財の最適な供給が実現しない。このような市場経済が限界を示す場面では、政府がみずから事業(**公共事業**)を起こしたり、経済活動に介入して一定程度の規制をする必要が生じる。

独占的な市 場支配

ある商品の市場に一つの企業しか存在しない場合(**独占**)、企業は価格支配力をもち、高い価格をつけることによって利益をあげる。また市場に少数の企業しか存在しない場合(**寡占**)にも、価格は下がりにくくなる(**価格の下方硬直性**)。さらに、一つの企業が**プライス・リーダー**(**価格先導者**)として行動し、他の企業がこれに追随することもある(**管理価格**)。一方、企業が商品のデザイン・品質・販売方法・広告など価格以外の競争(**非価格競争**)によって独占状態と同様の価格支配力をもつ場合もある。

市場原理主 義

第二次世界大戦後、世界の主な資本主義経済国は、修正主義の考え方で経済を運営してきた。すなわち、市場経済によって供給されないサービスを政府がみずから営業し(公共事業)、また市場経済にさまざまな規制をかけて、自由競争が過度にならないように配慮してきた。

ところが、1970年代の末ごろから、アメリカで大きな経済政策の変更(「改革」)が行われるようになった(**市場原理主義**もしくは**新自由主義**と呼ばれる)。それは大きく、①それまで一定の規制の下にあった産業が自由化されるようになったこと、②所得税課税の累進税率が単純化されたこと、③貿易の自由化(関税の撤廃)の3つに大別される。

この「改革」によって、①政府系企業が民営化されるとともに、強い競争力をもたない企業が相次いで倒産し、多くの労働者が解雇される、②富裕者と貧困者との格差が拡大する、③発展途上国の産業が衰退する、などの悪影響が全世界的に広まった。この「改革」は、戦後発展してきた修正資本主義経済を19世紀以前の時代の状態に戻すことと同じ結果になっており、各国で混乱が生じている。

コメント [n2]: 2007 年度政経
教科書: 第一学習社『新政治経
済』(政経 014) p 64

コメント [Tt3]: 2007 年度政経
教科書: 第一学習社『新政治経
済』(政経 014) p 64

コメント [Tt4]: 2007 年度政経
教科書: 第一学習社『新政治経
済』(政経 014) p 65

7-8 経済のしくみと現状② <基礎編>

財産権の背景にある経済は、どのように営まれているのだろうか？

金融とは何か

資金に余裕のある者（貸し手）が、資金を必要としている者（借り手）に対して資金を融通する（貸す）ことを**金融**といい、銀行・証券会社や保険会社などの

金融機関が、金融取引の仲介をする。

金融には、**直接金融**と**間接金融**とがある。直接金融とは、証券会社など金融機関の協力を得ながら、貸し手が借り手の発行する株式や社債などと交換に、直接借り手に資金を提供する金融取引である。いっぽう間接金融とは、貸し手と借り手との間に銀行などの金融機関が介在する金融取引である。私たちが銀行に預金をする行為は、資金を必要としている企業などに（銀行を通して）間接的に資金を貸していることになるのである。また民間企業は経営のための資金を株式や社債を発行したり銀行から借りることによって調達しているわけである。

コメント [n1]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 72

日本銀行の役割

日本銀行は、日本の**中央銀行**として次のような機能を果たしている。第一に、日本唯一の**発券銀行**として日本銀行券（紙幣）を発行している。第二に、**銀行の**

銀行として、都市銀行を中心とする金融機関に資金の貸し出しなどをおこなっている。また金利を調整することによって景気の安定を図っている。第三に、政府の銀行として、政府に資金の貸し出しをおこなうほか、国庫金の出納などをおこなっている。

コメント [Tt2]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 74

コメント [Tt3]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 74

財政の役割

財政とは予算にもとづく政府の経済活動で、次のような機能を果たしている。第一に、国防・警察や道路・上下水道など、民間の経済活動では十分に供給されな

いサービスや社会資本を提供し、国民の生活水準の向上を図ること（**資源配分の機能**）である。第二に、所得格差をできるだけ小さくすること（**所得再分配機能**）である。高額所得者に高い所得税を課している**累進課税制度**はそのための制度である。第三に、景気の安定を図ること（**景気調整機能**）である。

財政の基盤となるのが**租税**である。租税のうち国に納める税を**国税**、地方自治体に納める税を**地方税**という。また租税は税の負担者と納税者が同じである**直接税**と、負担者と納税者が異なる**間接税**とに区分できる。

コメント [n4]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 68

コメント [n5]: 第一学習社『新政治経済』（政経 014） p 70